

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第15回会議配布資料	21
------------------------------------	----

## 要綱（骨子）案

## 目次

- ・ 第 1 - 1 訴訟に関する書類の電子化 ..... 1
- ・ 第 1 - 2 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備 … 6
- ・ 第 1 - 3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設 .....11
- ・ 第 1 - 4 電磁的記録である証拠の開示等 .....14
- ・ 第 2 - 1 刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手続を行うための規定の創設 .....17
- ・ 第 2 - 2 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設 .....18
- ・ 第 2 - 3 証人尋問等を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充 .....21
- ・ 第 3 - 1 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の創設 .....23
- ・ 第 3 - 2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設 .....25
- ・ 第 3 - 3 新たな犯罪収益の没収の裁判の執行及び没収保全等の手続の導入 .....26
- ・ 第 3 - 4 通信傍受の対象犯罪の追加 .....28

## 第 1 - 1 訴訟に関する書類の電子化

### 1 電磁的記録による公判調書の作成等

- (1) 公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成し、裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとする。
- (2) 公判前整理手続調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもって作成し、ファイルに記録しなければならないものとする。

### 2 電磁的記録である訴訟に関する書類等の閲覧・謄写

- (1) 終結前の事件の電磁的記録である訴訟に関する書類等の閲覧・謄写  
ア 弁護人による裁判所における閲覧・謄写

(ア) 刑事訴訟法第 40 条第 1 項の訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同項の規定による閲覧は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとし、当該電磁的記録に係る同項の規定による謄写は、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によるものとする。

(イ) (ア)による電磁的記録を複写する方法及びその内容を表示し又は再生したものを電磁的記録として記録する方法による謄写については、裁判長の許可を受けなければならないものとする。

#### イ 弁護人による電磁的方法による閲覧・謄写

刑事訴訟法第 40 条第 1 項の訴訟に関する書類又は証拠物がファイルに記録されたものであるときは、弁護人は、同項の規定によるほか、公訴の提起後は、裁判長の許可を受けて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の規則で定めるものにより、これを閲覧し、又は謄写することができるものとする。

#### ウ 電磁的記録である裁判書等の内容を証明したものの提供

被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、電磁的記録をもって作成された裁判書若しくは裁判を記録した調書に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であってその内容が当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項と同一であることの証明

がされたものの交付又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であってその内容が当該裁判書若しくは当該調書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものの提供を請求することができるものとする。

#### エ 被告人による公判調書の閲覧

被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴することができるものとし、被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の内容の朗読を求めることができるものとする。

#### (2) 終結後の事件の電磁的記録である訴訟記録の閲覧

刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同項の規定による閲覧は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によるものとする。

### 3 申立て等及びその記録の電子化

#### (1) 電子情報処理組織を使用する方法等による申立て等

ア 申立て、請求その他の裁判所若しくは裁判長又は裁判官に対してする申述（以下「申立て等」という。）であって、当該申立て等に関するこの法律の規定により書面をもってするものとされているものについては、当該規定にかかわらず、裁判所の規則の定めるところにより、裁判所の規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ウにおいて同じ。）を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録し、又は当該事項を記録した記録媒体を裁判所若しくは裁判長若しくは裁判官に提出する方法によりすることができるものとする。

イ アの方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面をもってするものとして規定したこの法律の規定に規定する書面をもってされたものとみなして、この法律その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用するものとする。

ウ アの電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされた申立て等は、当該申立て等に係る事項がファイルに記録された時に当該裁判所若しくは裁判長又は裁判官に到達したものとみなすものとする。

エ 検察官及び弁護士である弁護人は、申立て等（口頭でするものを

除く。)をするときは、アの方法により、これをしなければならないものとし、ただし、令状の請求並びに略式命令の請求及びこれと同時にする公訴の提起その他裁判所の規則で定めるものについては、この限りでないものとする。

オ エは、検察官又は弁護士である弁護人が、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、アの方法により申立て等をする事ができない場合には、適用しないものとする。

## **(2) 書面等による申立て等のファイルへの記録**

申立て等が書面によりされたとき ((1)エに違反してされたとき及び当該申立て等が(1)エただし書に該当する時を除く。) 又は(1)アの記録媒体を提出する方法によりされたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載され、又は当該記録媒体に記録されている事項をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。

## **4 電磁的方法による告訴・告発等**

- (1) 告訴又は告発は、犯罪事実、その犯人の処罰を求める旨並びに告訴又は告発をする者の氏名及び住居又はこれに代わる連絡先（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を明らかにしてしなければならないものとする。
- (2) 告訴又は告発は、政令で定めるところにより、電磁的方法であって政令で定めるものによりすることができるものとする。

## **5 電磁的記録の送達**

電磁的記録の送達について、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法第1編第5章第4節第3款の規定を準用するものとする。

## **6 公判廷における電磁的記録の取調べ等**

### **(1) 証人の尋問及び供述並びにその状況に関する記録の取扱い**

刑事訴訟法第157条の6第1項若しくは第2項に規定する方法により証人尋問を行う場合（同項第4号の規定による場合を除く。）又は「第2-3」1(1)の方法により証人尋問を行う場合（同イによる部分に限る。）において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であって、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述並びにその状況を録音

及び録画を同時に行う方法により、調書の一部としてファイルに記録することができるものとする。

## (2) 証拠となる電磁的記録の取調べの方式等

ア 裁判長は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、電磁的記録の取調べをするについては、証拠となる事項に応じ、その取調べを請求した者に、その内容を朗読させ、表示させ、又は再生させるものとし、ただし、裁判長は、自らそれらの措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にそれらの措置をとらせることができるものとする。

イ 裁判所が職権で電磁的記録の取調べをするについては、裁判長は、自らアに定める措置をとり、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記官にそれらの措置をとらせなければならないものとする。

ウ 裁判長は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、調書の一部としてファイルに記録された証人の尋問及び供述並びにその状況の再生に代えて、当該調書の取調べを請求した者、陪席の裁判官若しくは裁判所書記官に当該調書に記録された供述の内容を告げさせ、又は自らこれを告げることができるものとする。

エ 裁判所は、調書の一部としてファイルに記録された証人の尋問及び供述並びにその状況を再生する場合において、必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、刑事訴訟法第157条の5に規定する措置を採ることができるものとする。

## (3) 証拠書類等に記載された事項等のファイルへの記録

裁判所書記官は、刑事訴訟法第310条の規定により提出された証拠書類又は証拠物に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならないものとし、ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。

## 7 供述の内容を記録した電磁的記録等の作成及び取扱い

### (1) 被疑者の供述を録取する調書の作成

ア 刑事訴訟法第198条第3項の調書（電磁的記録をもって作成したものに限る。以下このアにおいて同じ。）は、その内容を表示したものを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記録しなければならないものとする。

イ 被疑者が、アの調書に誤りのないことを申し立てたときは、これ

に裁判所の規則で定める署名押印に代わる措置をとることを求めることができるものとし、ただし、これを拒絶した場合は、この限りでないものとする。

**(2) 供述を録取した電磁的記録の取扱い**

供述を録取した電磁的記録で裁判所の規則で定める供述者の署名又は押印に代わる措置がとられたものについて、供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるものに係る刑事訴訟法第290条の3第1項、第299条の4第6項、第316条の14第1項第2号及び第3項第2号、第316条の15第1項第5号から第7号まで、第316条の18第2号、第321条第1項、第322条第1項並びに第350条の8の規律と同様の規律を設けること。

**(3) 被告人以外の者の供述を記録・録取した電磁的記録等の証拠能力**

刑事訴訟法第321条第1項第1号の「裁判官の面前」及び同項第2号の「検察官の面前」について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合を含む旨を規定すること。

**8 その他所要の規定の整備**

## 第 1 - 2 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備

### 1 電磁的記録による召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状の発付・執行

- (1) 召喚状、勾引状、勾留状及び鑑定留置状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。
- (2) 電磁的記録による召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長又は受命裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（召喚状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。
- (3) 電磁的記録による勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず令状は検察官及び検察事務官又は司法警察職員（刑事訴訟法第70条第2項の規定により刑事施設職員が執行することとなる場合にあっては、検察官及び刑事施設職員）の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長又は受命裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長又は受命裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判長又は受命裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。
- (4) ア 電磁的記録による勾引状を執行するには、裁判所の規則の定めるところにより(3)の事項及び(3)の記名押印に代わる措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならないものとする。
- イ 電磁的記録による勾留状を執行するには、裁判所の規則の定める



ところにより(3)の事項及び(3)の記名押印に代わる措置に係る裁判長又は受命裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならないものとする。

ウ 電磁的記録による勾引状又は勾留状について、ア又はイによる表示をすることができない場合において、急速を要するときは、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができるものとし、ただし、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならないものとする。

## 2 電磁的記録による差押状等の発付・執行

(1) 差押状及び搜索状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。

(2) 電磁的記録による差押状又は搜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間並びにその期間経過後は執行に着手することができず令状は検察官及び検察事務官又は司法警察職員（刑事訴訟法第108条第1項ただし書の規定により裁判所書記官又は司法警察職員に執行を命ずる場合にあっては、裁判所書記官又は司法警察職員）の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判長に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判長が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判長の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。

(3) 電磁的記録による差押状は、次のア又はイに掲げる方法により処分を受ける者に示さなければならないものとする。

ア 裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して示す方法

イ 裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判長の氏名を処分を受ける者をしてその使用に係る電子計算機の映像面その他のものに表示させて示す方法

(4) 電磁的記録による搜索状は、裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判長の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して処分を受ける者に示さなけ

ればならないものとする。

### 3 電磁的記録による刑事訴訟法第119条の証明書等の提供

- (1) 刑事訴訟法第119条の規定による証明書の交付は、これに代えて、証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することによりすることができるものとし、ただし、相手方が異議を述べたときは、この限りでないものとする。
- (2) 刑事訴訟法第120条の規定による目録の交付は、これに代えて、目録に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することによりすることができるものとし、ただし、相手方が異議を述べたときは、この限りでないものとする。

### 4 電磁的記録による刑事訴訟法第168条第2項の許可状の発付・執行

- (1) 刑事訴訟法第168条第2項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。
- (2) 電磁的記録による刑事訴訟法第168条第2項の許可状には、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記録するものとする。
- (3) 刑事訴訟法第168条第2項の許可状が電磁的記録によるものであるときは、鑑定人は、裁判所の規則で定める方法により(2)の事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して同条第1項の処分を受ける者に示さなければならないものとする。

### 5 電磁的記録による逮捕状の発付・執行

- (1) 逮捕状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。
- (2) 電磁的記録による逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間並びにその期間経過後は逮捕をすることができず令状は検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。

(3)ア 電磁的記録による逮捕状により被疑者を逮捕するには、裁判所の規則の定めるところにより(2)の事項及び(2)の記名押印に代わる措置に係る裁判官の氏名を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示して被疑者に示さなければならないものとする。

イ 1(4)ウは、電磁的記録による逮捕状により被疑者を逮捕する場合についても同様とするものとする。

## 6 検察官等がする差押え等に係る電磁的記録による令状の発付・執行

(1) 刑事訴訟法第218条第1項の令状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。

(2) 電磁的記録による(1)の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間並びにその期間経過後は差押え、搜索又は検証に着手することができず令状は検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機から消去することその他の裁判所の規則で定める措置をとり、かつ、当該措置をとった旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記録し、裁判官が、これに裁判所の規則で定める記名押印に代わる措置（令状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。

(3) 2(3)は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が刑事訴訟法第218条の規定によってする差押え又は検証についても同様とするものとし、2(4)は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が同条の規定によってする搜索についても同様とするものとする。

## 7 電磁的記録による刑事訴訟法第225条第3項の許可状の発付・執行

(1) 刑事訴訟法第225条第3項の許可状は、書面によるほか、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録によることができるものとする。

(2) 4(2)及び(3)は、電磁的記録による許可状についても同様とするものとする。

## 8 電磁的記録による収容状の発付・執行

(1) 収容状は、書面によるほか、電磁的記録によることができるものとする。

(2) 電磁的記録による収容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、

年齢、刑名、刑期その他収容に必要な事項を記録し、検察官又は司法警察員が、これに記名押印に代わる措置（収容状に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて当該検察官又は司法警察員の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとらなければならないものとする。

## 9 その他所要の規定の整備

## 第1-3 電磁的記録を提供させる強制処分の創設

### 1 裁判所による電磁的記録提供命令

- (1) 裁判所は、必要があるときは、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に対し、電気通信回線を通じて電磁的記録を裁判所が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法又は電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、電磁的記録を保管する者に対してのみ命ずることができるものとする。
- (2) (1)の命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してするものとする。
- (3) 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に(1)の命令を請求することができるものとし、その請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有するものとする。

### 2 命令拒絶事由

1(1)により、公務員若しくは公務員であった者が保管し、若しくは利用する権限を有する電磁的記録又は医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者若しくはこれらの職に在った者が業務上委託を受けたため、保管し、若しくは利用する権限を有する電磁的記録の提供を命ずるときについて、刑事訴訟法第103条から第105条までと同様の規律を設けるものとする。

### 3 目録の交付

1(1)の命令により電磁的記録を提供させた場合には、その目録を作り、1(1)の命令を受けた者に、これを交付しなければならないものとする。

### 4 移転をさせた電磁的記録の原状回復

- (1) 1(1)の命令により移転させた電磁的記録について、当該命令を受けた者に保管させないこととする理由がなくなったときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該命令を受けた者に対し、当該電磁的記録の複写を許し、又は当該電磁的記録が記録された記録媒体を交付しなければならないものとする。

(2) (1)の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないものとする。

## 5 捜査機関による電磁的記録提供命令

(1) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に対し、電気通信回線を通じて電磁的記録を検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が指定する記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法又は電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずることができるものとし、ただし、記録媒体に移転させる方法による提供は、電磁的記録を保管する者に対してのみ命ずることができるものとする。

(2) (1)の令状には、被疑者又は被告人の氏名、罪名、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者、提供の方法、有効期間及びその期間経過後は提供を命ずることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならないものとする（注）。

(3) (1)の令状は、処分を受ける者にこれを示さなければならないものとする。

(4) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(1)の命令をする場合において、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、(1)の命令を受ける者に対し、みだりに(1)の命令を受けたこと及び提供を命じられた電磁的記録を提供し又は提供しなかったことを漏らしてはならない旨を命ずることができるものとする。

(5) (4)の許可の請求は、(1)の令状の請求をする際に、検察官、検察事務官又は司法警察職員からしなければならないものとする。

(6) 裁判官は、(4)の許可をするときは、(1)の令状にその旨を記載するものとする。

(7) 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、(4)の命令をした場合において、その必要がなくなったときは、その命令を取り消さなければならないものとする。

## 6 捜査機関による電磁的記録提供命令についての準用

2から4(1)までは、検察官、検察事務官又は司法警察職員がする5(1)の命令について準用するものとする。

## 7 不服申立て

- (1) 裁判所がした 1 (1)の命令又は 4 (1)の複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する決定に対しては、抗告をすることができるものとする。
- (2) 1 (3)により裁判所と同一の権限を有する裁判官がした 1 (1)の命令又は 4 (1)の複写の許可若しくは記録媒体の交付に関する裁判に対しては、準抗告をすることができるものとする。
- (3) 検察官、検察事務官又は司法警察職員がした 5 (1)若しくは(4)の命令又は 6 において準用する 4 (1)の処分に対しては、準抗告をすることができるものとする。

## **8 罰則**

- (1) 正当な理由がなく 1 (1)又は 5 (1)若しくは(4)の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、1 年以下の拘禁刑又は 3 0 0 万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科するものとする。

## **9 記録命令付差押え（刑事訴訟法第 9 9 条の 2）の廃止**

記録命令付差押え（刑事訴訟法第 9 9 条の 2）を廃止すること。

## **1 0 その他所要の規定の整備**

(注)「第 1 - 2 電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規定の整備」の規律に従い電磁的記録による令状の発付・執行等に関する規律を整備する。

## 第 1 - 4 電磁的記録である証拠の開示等

### 1 電磁的記録である証拠の閲覧等の機会の付与

(1) 刑事訴訟法第 299 条第 1 項の証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同項の規定による閲覧する機会の付与は、相手方に対し、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会を与えることによりするものとする。

(2)ア 刑事訴訟法第 316 条の 14 第 1 項第 1 号の証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同条の規定による閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会を与えることによりするものとし、当該電磁的記録に係る同条の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとする。

イ 刑事訴訟法第 316 条の 14 第 1 項第 2 号の供述録取書等の全部又は一部が電磁的記録であるとき（当該供述録取書等を閲覧させることが相当でないと認めるときを除く。）は、当該電磁的記録に係る同条の規定による閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会を与えることによりするものとし、当該電磁的記録に係る同条の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとする。

ウ 刑事訴訟法第 316 条の 14 第 1 項第 2 号の規定による証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧する機会の付与（被告人に対するものに限る。）は、これに代えて、当該要旨を記録した電磁的記録の内容を表示したものを閲覧する機会を与えることによりすることができるものとし、同条の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、これに代えて、その内容を表示したものを閲覧し、かつ、



当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりすることができるものとする。

エ ウの場合においては、刑事訴訟法第316条の14第1項第2号の規定による開示をしたものとみなすものとする。

(3) 刑事訴訟法第316条の15第1項又は第316条の20第1項の規定による開示をすべき証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときにおけるこれらの規定による開示についても、(2)アと同様とするものとする。

(4)ア 刑事訴訟法第316条の18第1号の証拠書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとする。

イ 刑事訴訟法第316条の18第2号の供述録取書等の全部又は一部が電磁的記録であるとき（当該供述録取書等を閲覧させることが相当でないと認めるときを除く。）は、当該電磁的記録に係る同号の規定による閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、当該電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりするものとする。

ウ 刑事訴訟法第316条の18第2号の規定による証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面を閲覧し、かつ、謄写する機会の付与は、これに代えて、当該要旨を記録した電磁的記録の内容を表示したものを閲覧し、かつ、当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会を与えることによりすることができるものとし、この場合においては、同号の規定による開示をしたものとみなすものとする。

## 2 電磁的記録をもって作成された証拠の一覧表の提供等

(1) 検察官は、刑事訴訟法第316条の14第1項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表であつて電

磁的記録をもって作成したものを提供し、又はこれを印刷した書面を交付しなければならないものとする。

- (2) 検察官は、(1)による提供又は交付をした後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至った証拠の一覧表であって電磁的記録をもって作成したものを提供し、又はこれを印刷した書面を交付しなければならないものとする。

## 第2-1 刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問・弁解録取の手続を行うための規定の創設

### 1 裁判所と刑事施設等との間における映像と音声の送受信による勾留質問の手続

裁判所は、刑事施設又は少年鑑別所にいる被告人に対し刑事訴訟法第61条の規定による手続を行う場合において、被告人を裁判所に在席させてこれを行うことが困難な事情があるときは、被告人を当該刑事施設又は少年鑑別所に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、これを行うことができるものとし、この場合においては、被告人に対し、あらかじめ、裁判所が同条の規定による手続を行うものである旨を告げなければならないものとする。

### 2 検察庁と刑事施設等との間における映像と音声の送受信による弁解録取の手続

検察官は、被疑者をその留置されている刑事施設に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、刑事訴訟法第205条第1項の規定による弁解の機会の付与を行うときは、被疑者に対し、あらかじめ、検察官が同項の規定による弁解の機会の付与を行うものである旨を告げなければならないものとする。

## 第2-2 映像と音声の送受信による裁判所の手続への出席・出頭を可能とする制度の創設

### 1 映像と音声の送受信による公判前整理手続期日等への出席・出頭

#### (1) 検察官・弁護人・裁判長ではない裁判官の出席・出頭

ア 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判長が公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日（以下「公判前整理手続期日等」という。）における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。イ及び(2)において同じ。）以外にある場所であって相当と認めるものに検察官又は弁護人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができるものとし、この場合において、その場所に在席した検察官又は弁護人は、その公判前整理手続期日等に出頭したものとみなすものとする。

イ 裁判所は、同一構内以外にある場所に合議体の構成員を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができるものとする。

#### (2) 被告人の出頭

裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判前整理手続期日等における手続を行うことができるものとする。

### 2 映像と音声の送受信による公判期日への出席・出頭

#### (1) 被告人・弁護人の出頭

ア 裁判所は、次に掲げる場合において、事案の軽重、審理の状況、弁護人の数その他の事情を考慮した上、やむを得ない事由があり、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがなく、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所と同一の構内をいう。このアにおいて同じ。）以外にある場所であって相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判期日における手続を行うことができるものとする。

のとし、この場合において、その場所に在席した被告人は、その公判期日に出頭したものとみなすものとする。

(ア) 被告人が傷病又は障害のため同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

(イ) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、被告人の身体に害を加え又は被告人（刑事施設又は少年院に収容中の者に限る。）を奪取し若しくは解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

イ 弁護人は、裁判所がアにより公判期日における手続を行うときは、被告人が在席する場所に在席することができるものとし、この場合において、その場所に在席した弁護人は、その公判期日に出頭したものとみなすものとする。

ウ アは、刑事訴訟法第404条の規定にかかわらず、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）による改正後の刑事訴訟法第390条の2本文の規定により控訴裁判所が判決を宣告する公判期日への出頭を命じた被告人による当該公判期日への出頭については準用しないものとする。

## **(2) 被害者参加人・その委託を受けた弁護士の出席**

ア 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、裁判官及び訴訟関係人が公判期日における手続を行うために在席する場所以外の場所であって裁判所が相当と認めるものに在席し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、公判期日に出席することの申出がある場合において、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が当該方法によって公判期日に出席することを許すものとする。

イ アの申出は、あらかじめ、検察官にしなければならないものとし、この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

## **3 映像と音声の送受信による裁判員等選任手続期日への出席・出頭**

(1) 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、呼び出すべき裁判員候補者の全部又は一部を裁判官及び訴訟関係人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって相当と認めるものに在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができるものとし、この場合において、

その場所に在席した裁判員候補者は、その裁判員等選任手続の期日に出頭したものとみなすものとする。

- (2) 裁判所は、相当と認めるときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が裁判員等選任手続を行うために在席する場所以外の場所であって相当と認めるものに被告人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、裁判員等選任手続を行うことができるものとする。

#### 4 その他所要の規定の整備

## 第2-3 証人尋問等を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

### 1 証人尋問を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

(1) 裁判所は、証人（国内にいる者に限る。以下同じ。）を尋問する場合において、次に掲げる場合であって、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所と同一の構内をいう。以下同じ。）以外にある場所であって適当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、尋問することができるものとする。

ア 証人に鑑定に属する供述を求める場合であって、その職業、健康状態その他の事情により証人がその尋問の日時に同一構内に出頭することが著しく困難であり、かつ、証人の重要性、審理の状況その他の事情により当該日時に尋問することが特に必要であると認めるとき。

イ 証人が傷病又は障害のため同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

ウ 証人が刑事施設又は少年院に収容中の者であって、次のいずれかに該当するとき。

(ア) その年齢、心身の状態、処遇の実施状況その他の事情により、同一構内への出頭に伴う移動により精神の平穏を著しく害され、その処遇の適切な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

(イ) 同一構内へに出頭に伴う移動に際し、証人を奪取し又は解放する行為がなされるおそれがあると認めるとき。

(2) 裁判所は、証人を尋問する場合において、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であって適当と認めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって尋問するについて、検察官及び被告人に異議がなく、証人の重要性、当該方法によって尋問をすることの必要性その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当該方法によって、尋問することができるものとする。

### 2 鑑定を命ずる手続を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充

裁判所は、鑑定を命ずる際に鑑定人（国内にいる者に限る。以下同じ。）を尋問し、又は鑑定人に宣誓をさせる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場

所であって適当と認めるものに鑑定人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によって、尋問し、又は宣誓をさせることができるものとする。

### **3 通訳を映像と音声の送受信により実施する制度の拡充**

(1) 裁判所は、通訳人（国内にいる者に限る。以下同じ。）に通訳をさせる場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適当と認めるものに通訳人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法によって、通訳をさせることができるものとする。

(2) 裁判所は、通訳人に通訳をさせる場合において、やむを得ない事由があり、かつ、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって適当と認めるものに通訳人を在席させ、裁判所、検察官並びに被告人及び弁護人が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をするができる方法によって通訳をさせることができるものとする。

### **4 その他所要の規定の整備**



## 第3-1 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の創設

### 1 公電磁的記録文書等偽造等の罪

- (1) 行使の目的で、公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章又は署名として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下同じ。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書又は図画として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下同じ。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造した者は、1年以上10年以下の拘禁刑に処するものとする。
- (2) 公務所又は公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、(1)と同様とするものとする。
- (3) (1)及び(2)に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した電磁的記録文書等を変造した者は、3年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するものとする。

### 2 虚偽公電磁的記録文書等作成等の罪

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は電磁的記録文書等を変造したときは、電磁的記録印章等の有無により区別して、1の例によるものとする。

### 3 電磁的記録免状等不実記録の罪

- (1) 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券の全部又は一部として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) (1)の罪の未遂は、罰するものとする。

### 4 偽造公電磁的記録文書等行使等の罪

- (1) 1若しくは2の電磁的記録文書等を行使し、又は3(1)の電磁的記録を免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として行使し、若しくは人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は3の電磁的記録に不実の記録をさせた者と同一の刑に処するものとする。
- (2) (1)の罪の未遂は、罰するものとする。

### 5 私電磁的記録文書等偽造等の罪

- (1) 行使の目的で、他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若し

くは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造した者は、3月以上5年以下の拘禁刑に処するものとする。

(2) 他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した者も、(1)と同様とするものとする。

(3) (1)及び(2)に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は変造した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処するものとする。

#### **6 虚偽電磁的記録診断書等作成の罪**

医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書の全部又は一部として表示されて行使されることとなる電磁的記録に虚偽の記録をしたときは、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処するものとする。

#### **7 偽造私電磁的記録文書等行使の罪**

(1) 5の電磁的記録文書等又は6の電磁的記録を行使した者は、5の電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、又は6の電磁的記録に虚偽の記録をした者と同じの刑に処するものとする。

(2) (1)の罪の未遂は、罰するものとする。

#### **8 その他所要の規定の整備**

### 第3-2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設

公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。

### 第3-3 新たな犯罪収益の没収の裁判の執行及び没収保全等の手続の導入

#### 1 暗号資産等の没収の裁判の執行等

(1) 組織的犯罪処罰法第31条第2項に規定するその他の財産権（注）であって電子情報処理組織を用いて移転するものの没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第490条第2項の規定にかかわらず、検察官が、次のいずれかの方法により行うものとし、ただし、イに掲げる方法による執行は、アに掲げる方法によることが困難である場合に限り行うことができるものとする。

ア 当該財産権を検察官に移転すること。

イ 当該財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。2(2)及び2(3)イにおいて同じ。）であってこれを移転することができるものに命じて、当該財産権を検察官に移転させること。

(2) 没収された(1)の財産権は、検察官がこれを処分しなければならないものとする。

#### 2 暗号資産等の没収保全手続

(1) 1(1)の財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行うものとする。

(2) (1)の没収保全命令の謄本及び組織的犯罪処罰法第27条第2項に規定する更新の裁判の謄本は、1(1)の財産権の権利者に送達しなければならないものとする。

(3) 1(1)の財産権の没収保全命令の執行は、次のいずれかの方法により行うものとし、ただし、イに掲げる方法による執行は、アに掲げる方法によることが困難である場合に限り行うことができるものとする。

ア 当該財産権を検察官の管理に移すこと。

イ 当該財産権の権利者であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、当該財産権を検察官の管理に移すこと。

(4) 1(1)の財産権の没収保全の効力は、(3)アにより検察官の管理に移され又は(3)イにより命令が告知された時に生ずるものとする。

#### 3 罰則

(1) 1(1)イ又は2(3)イによる命令に違反したときは、その違反行為をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)の違反行為をしたときは、行為

者を罰するほか、その法人又は人に対しても(1)の罰金刑を科するもの  
とすること。

#### 4 その他所要の規定の整備

<前提>前提となる没収保全の要件・手続の概要

- 没収保全は、組織的犯罪処罰法第2条第2項第1号イ若しくはロ若しくは同項第2号ニに掲げる罪又は同法第10条第3項の罪に係る被告事件に関し、同法その他の法令の規定により没収することができる財産に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときにすることができる（同法第22条第1項）。
- 没収保全命令は、検察官の指揮によって、これを執行し（同法第24条第1項）、その執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であっても、することができる（同条第2項）。
- 没収保全の効力が生じた後にされた処分は、没収に関しては、その効力を生じない（同法第25条本文）。

(注) 組織的犯罪処罰法第27条から第30条までに規定する財産（不動産、船舶等、動産及び債権）以外の財産権で債務者又はこれに準ずる者がいないものであり、かつ、権利の移転について登記又は登録を要しないものがこれに当たる（同法第31条第2項）。

### 第 3 - 4 通信傍受の対象犯罪の追加

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第 2 に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第 2 3 6 条第 2 項、第 2 4 6 条第 2 項及び第 2 4 9 条第 2 項の罪を加えるものとする。